

制定 平成 30 年 7 月 13 日
子幼の第 7 4 6 号
(子ども未来局長決裁)
改定 令和元年 7 月 9 日
子幼の第 6 8 4 号
改定 令和 2 年 4 月 24 日
子幼の第 8 9 号

地域型保育事業における連携施設の確保に関するガイドライン

1 策定の背景と目的

平成 27 年度から本格的に施行された子ども・子育て支援新制度のもとで、新たに認可事業となった地域型保育事業は、原則、定員が 19 人以下で 0 歳児から 2 歳児の児童の保育を行う事業である。

この地域型保育事業は、利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、地域型保育事業者による保育の提供終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）」（以下「設備運営基準」という。）第 6 条において、① 保育内容への支援、② 代替保育の提供、③ 卒園後の受け皿 の役割等を担う「連携施設」を確保することが求められている。

本市では、子ども・子育て支援新制度施行後、5 年間を経過措置期間とし、令和元年度末までに連携施設を確保することとしていた。連携施設の確保が、全国的に進んでいない状況であることから、設備運営基準が一部改正され、連携施設の確保に係る経過措置期間が、5 年間延長されたものである。本市においても同様に、連携施設の確保が進んでいない状況であることから、経過措置期間を 5 年間延長したものである。

また、卒園児の受け皿確保についての基準が一部改正され、連携施設は、3 歳以上児の受け皿がある教育・保育施設（保育所、幼稚園及び認定こども園）に限られていたが、当該教育・保育施設において確保が困難である場合にあっては、ナーサリールーム又は企業主導型保育施設（定員が 20 人以上であって、地域枠が設定されている施設）から確保することとされている。

なお、連携施設の確保にあっては、地域型保育事業者と教育・保育施設の設置者との間で協議を行い、同一の設置者が運営する施設と連携する場合を除き、覚書を締結するものである。

連携施設の確保については、国から具体的な内容・水準及び条件等が示されていないことから関連通知や会議資料等をもとに、地域型保育事業者と連携施設が、連携内容等について円滑に調整・協議できるよう、本市独自のガイドラインを策定するものである。

2 定義

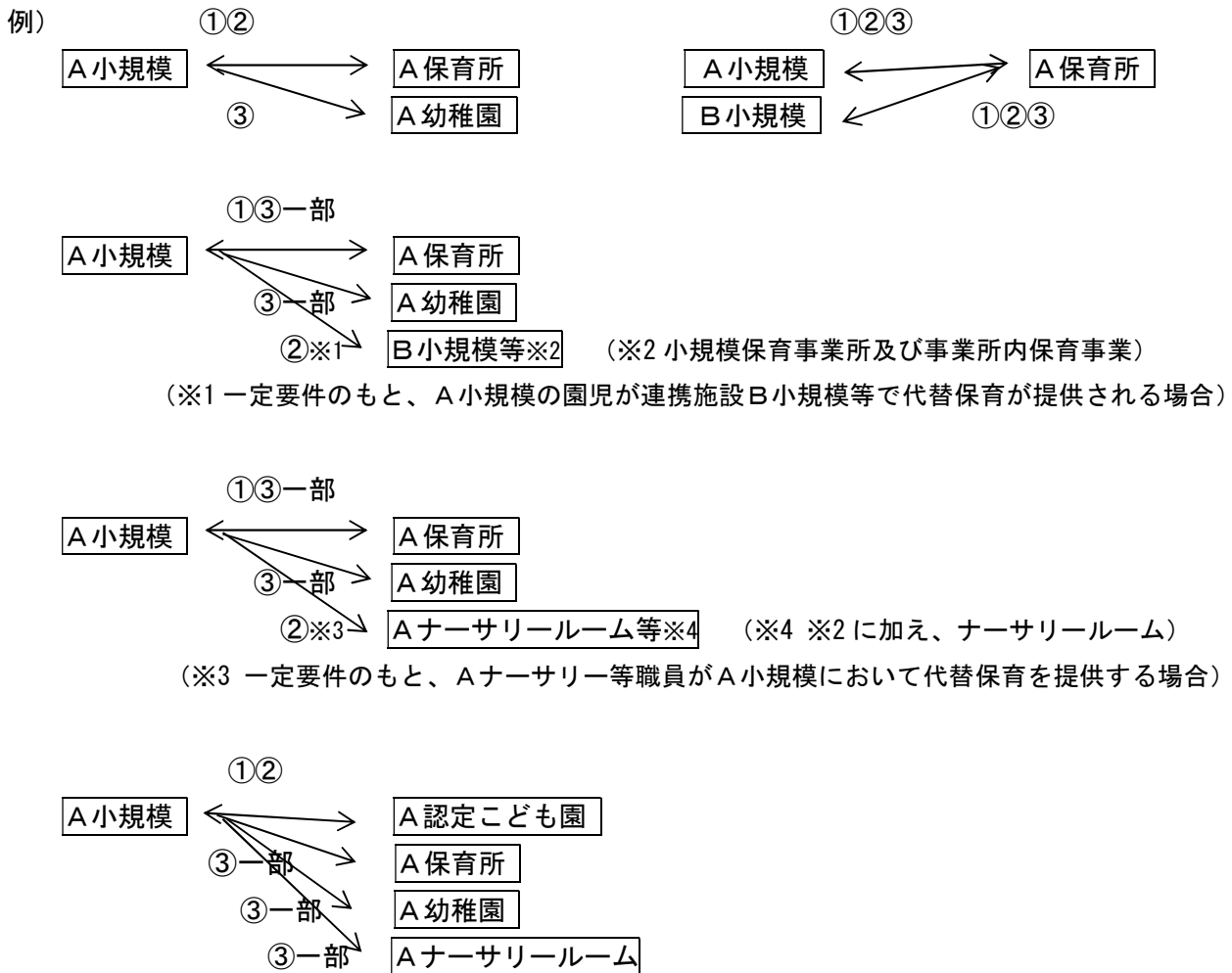
このガイドラインにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 地域型保育事業 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。
なお、居宅訪問型保育事業は、連携施設の設定が義務付けられていないため、本ガイドライン上は含まれない。
- (2) 地域型保育事業者 地域型保育事業を行う者をいう。
- (3) 教育・保育施設 認可又は認定を受けた保育所、認定こども園及び幼稚園をいう。

3 連携施設の確保方法

連携施設については、教育・保育施設に限られているものの必ずしも1施設に限定する必要はなく、複数の施設を連携施設とすること、連携施設側が複数の地域型保育事業者の連携施設となることも可能である。また、一の教育・保育施設で①～③の機能の一部しか協力できない場合であっても連携施設となることができる。

連携項目 ① 保育内容の支援 ② 代替保育の提供 ③ 卒園後の受け皿



4 連携内容

① 保育内容への支援

利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他保育内容に関する支援を行うこと。

<具体的な内容・水準>

下記項目中、少なくとも1項目以上設定すること。

項目	内容・水準
相談・助言	保護者等への支援について、連携施設へ相談を行い助言を受ける。
合同保育 (行事への参加)	連携施設における定期的(年6回程度を推奨)な合同保育(行事への参加)により、集団保育の機会を確保する。
園庭開放	連携施設の屋外遊戯場等を定期的(月数回程度)に開放することにより、運動遊び

	を通じた児童の健康の増進を図る。
給食	自園調理ではない場合、連携施設で調理した給食を搬入する。 ※ 配送するには、専用ボックス等を使用するなど衛生的な配慮が必要
健康診断	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じて連携施設と合同の健康診断を受ける。 ※ 健康診断は少なくとも年2回実施

<連携施設との距離>

日常的に、事業所と連携施設との間を往来することを踏まえて、可能な限り近いことが望ましい。

② 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育（地域型保育事業において、利用児童の保育に従事する者の病気、休暇等により保育することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって実施する保育をいう。以下同じ。）を提供すること。

なお、代替保育の提供にあたり、その方法（連携施設において保育を依頼するか、代替要員の派遣を受けるか）は双方の協議により、いずれの場合でも可とする。

一定要件※のもと、連携施設において代替保育が行われる場合、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所を連携施設とすることを可能とする。また、連携施設から職員の派遣を依頼し、代替保育が行われる場合、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又はナーサリールームを連携施設とすることを可能とする。

※ 一定要件（下記の要件が満たせることを確認した上で、小規模保育事業、事業所内保育事業及びナーサリールームの連携を認めるものとします。）

- 1 依頼園と連携施設との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- 2 連携施設側の本来の業務遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

<具体的な内容・水準>

項目	内容・水準
代替保育が必要な場合	<p>どのような場合に代替保育を実施するかについては、地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定に定めておくことが望ましい。</p> <p><代替保育が必要になる例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育者の疾病により保育の提供が困難な場合 ○保育者の研修受講により保育の提供が困難な場合 等
連携施設側において受け入れないことができる場合	<p>上記にかかわらず、代替保育を受入れることにより、連携施設側で児童の安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあると判断する場合は、連携施設において代替保育を受入れないことができることとする。</p> <p>具体的に地域型保育事業者と連携施設とであらかじめ協定において定めておくことが望ましい。</p> <p><連携施設側が受け入れない場合の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○代替保育を受入れることにより、連携施設側で保育士の配置基準を満たせなくなる場合 ○特別な支援を必要とする児童がいて、当該児童のために必要な人員を配置できない場合

	○連携施設及び地域型保育事業の双方又は一方の児童の伝染性の疾病により重篤な感染等の恐れがある場合
代替保育時の損害対応	代替保育中に発生した損害については、原則、全て地域型保育事業者が負うものとし、当該損害に備えて保険に加入することを義務とする。 また、代替保育中に発生した事件・事故に関しては、原則として地域型保育事業者の責任において処理するものとする。
費用負担	費用負担の額については、後日トラブルとならないよう覚書で定めておくこと。また、費用の額は、期間による定額を定めるものでも、連携内容ごとに1回当たり、児童1人当たりの額を定めるものでも構わない。

③ 卒園後の受け皿

地域型保育事業を卒園する児童（事業所内保育事業の利用児童にあつては、地域枠の児童に限る。）が優先的に入所できる枠を連携施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設（定員が20人以上であり、地域枠を設けている施設）又はナーサリールーム）において確保し、保護者の希望に基づき受け入れ、教育又は保育を提供すること。

<具体的な内容・水準>

項目	内容・水準
卒園後の受け皿	<p>① 認可保育所、認定こども園、幼稚園</p> <p>原則、当該地域型保育事業者が提供していた保育時間と同等の内容（児童の教育又は保育を行う時間を11時間以上確保し、年末年始以外に長期休業を設定しないこと）を提供できること。</p> <p>ただし、幼稚園の場合、以下の要件を満たす幼稚園を連携施設として認めるものとする。</p> <p>(1) 次のアからエに掲げる日を除き、8時間（教育課程に係る教育時間を含む。）以上の預かり保育事業を実施する幼稚園（子育て支援型幼稚園）であること。</p> <p>ア 日曜日及び土曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>ウ 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、年間15日を限度として幼稚園があらかじめ定める日</p> <p>(2) 上記アからウに掲げる日を除き、8時間（教育課程に係る教育時間を含む。）以上の預かり保育事業を年間200日以上実施する幼稚園</p> <p>② 認可保育所、認定こども園、幼稚園から卒園児の受け皿を確保することが困難と認められる場合、以下の施設から確保することを可能とする。</p> <p>ア ナーサリールーム</p> <p>イ 企業主導型保育施設（定員が20人以上であり、地域枠を設けている施設）</p>

	<p>③連携施設において、連携する地域型保育事業の卒園児が優先的に利用できる枠を確保すること。「定員に空きがない等特段の理由がない限り連携施設への入園を認める」旨の設定方法は認められない。</p> <p>④覚書において、入所可能人数を「〇名以上確保する。」又は「〇名分確保する。」旨を定めること（「〇名以内確保する。」は認められない。）</p> <p>⑤地域型保育事業者は、毎年利用者の意向を確認し、連携施設の利用を希望する人数を把握し、連携施設側へ報告するなど円滑な運営に配慮すること。</p> <p>⑥連携枠の利用申込期限後、利用を希望する人数が確保した連携枠を下回ることが確定した場合、連携施設は利用を希望する人数を除いた確保枠について連携枠としないことができる。</p> <p>⑦認可保育所、幼稚園又は認定こども園(2号)の連携枠の内定者は、原則、連携枠利用となった保育施設の内定を辞退することはできない。また、連携枠利用となった保育施設以外への通常の利用申込みをすることもできない。</p> <p>⑧認定こども園(1号)、ナーサリールーム又は企業主導型保育施設の連携枠の内定者は、内定の権利を保持しながら、1次利用申込みをすることができる。ただし、権利を保持できる期限は、1次利用申込みの結果判明後(2月中旬頃)までとする。</p> <p>⑨地域型保育事業者は、最低、当該事業の2歳児の利用定員の人数分の受け皿を確保することとし、実際の利用者数とその数を上回る場合については、その分の受け皿も確保すること。</p> <p>⑩連携施設との距離については、当該地域型保育事業所と同じ区内若しくは隣接区内(過去の卒園児の実績を踏まえつつ、在園者に配慮した距離を考慮すること。)とする。</p> <p>⑪卒園後の受け皿については、市外の施設を連携施設とすることは、原則認めないこととし、幼稚園又は認定こども園(1号認定児の利用定員分のみ)であり、かつその施設と調整ができた場合のみ、市外の施設を連携施設とすることを認める。</p>
--	--

5 連携内容の確認

地域型保育事業者と連携施設は、連携内容を記した覚書を必ず取り交わすこととし、締結された覚書の内容により、上記3の①～③の連携内容の全て又はいずれかが含まれているか確認する。

なお、同一法人が運営する地域型保育事業と連携施設が相互に連携する場合には、別紙「小規模保育事業等の連携施設に関する覚書(ひな形)」の内容が含まれる事項を協議した議決機関の議事録の写しをもって覚書等に代えることができる。

6 連携施設確保の手続き

① 連携施設の確保に係る打診、協議

(地域型保育事業者  連携施設側)

② 地域型保育事業者と連携施設側との連携施設に関する覚書等の締結

(地域型保育事業者  連携施設側)

③ 地域型保育事業連携施設届出書(別紙様式)及び連携施設に関する覚書等の写し提出

(地域型保育事業者  市のびのび安心子育て課)

※ 翌年度の保育施設利用案内の作成スケジュール等を考えると、③までの手続きについて概ね8月末までに完了する必要がある。